

北海道地区大学図書館協議会事業運営細則

昭和47年10月12日制定

昭和54年 9月29日改正

昭和60年 8月23日改正

平成 3年 8月30日改正

平成 9年 8月28日改正

第1条 規約第5条の事業の運営は、この細則による。

第2条 事業を行う場合には、総会の決議を経なければならない。

第3条 臨時に事業を行う必要が生じたときは、幹事館会議において協議決定する。

第4条 規約第13条第1号の会費は、20,000円とする。

第5条 事業による収益金の処理は、次による。

(1) 収益金の保管は、常任幹事館とする。

(2) 常任幹事館は、総会に決算報告をしなければならない。

第6条 事業の報告は、総会において報告をしなければならない。

附 則

本細則は、平成9年8月28日から施行する。ただし、新会費は平成10年度から徴収する。